

一宮市情報基盤計画策定業務 仕様書

1. 業務目的

一宮市では、現在運用している統合仮想化基盤について、令和 8（2026）年 3 月 31 日に契約満了を迎える予定であり、次期の基盤構築の方針について早急に検討する必要がある。

次期仮想化基盤に向けては、現状のオンプレミス型の機器更新に留まらず、クラウド型サーバーなど可用性の高い仕組みの導入を想定している。またこれに合わせて、現行ネットワークモデル（αモデル）についても、業務用端末でインターネット系クラウドサービスの利用ができる形態（βモデル、β'モデル）や、ローカルブレイクアウト等の技術を利用した形態（α'モデル）等について検討したい。

さらに、システムやネットワークのみならず、職員の利用するシンクライアント端末についても、現行環境からより安定的かつ効率性の高い仕組みへの更新を検討する必要がある。また現行のオフィスソフトについてはサポート期限等の課題があることから、インターネット系クラウドサービス等の新たな仕組みの導入を想定する必要がある。これに合わせてコミュニケーションツールやテレワーク等の仕組みや、ふるまい検知などのセキュリティ向上の仕組みも検討する必要がある。

これら情報基盤に関する様々な仕組みについて現行踏襲でなく強固なセキュリティを維持しつつも、利便性の向上や安定的な運用に資する新たな仕組みを導入することで、リモートワークやオンライン会議などの働き方改革、DX の増進につなげていきたいと考えている。

そこで本業務では、専門的知見を有した事業者による、現状の環境について調査・分析、政府の動向や最新の技術・サービスの情報を整理した上で、次期情報基盤についての全体像、それぞれの仕組みの展望を明確にした基本計画の策定を実施するものである。

2. 業務期間

契約締結日から令和 7（2025）年 3 月 31 日

3. 業務内容

3.1 現状分析、情報収集

- ・一宮市の現状の環境について、既存ドキュメントや関係者へのヒアリングを通じて情報収集・整理を実施すること。なお、既存ドキュメントは一宮市より提供する。
- ・政府の動向（「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライ

ン」の改定など）や新技術・サービス、他自治体での導入事例等について、事業者の知見や実績等を踏まえて情報収集・整理を実施すること。

3.2 定期会議の開催

- ・市に対して本業務の進捗状況報告については、定期会議を少なくとも月1回開催すること。なお会議日時や場所については、一宮市との協議の上で定めること。

3.3 新基盤計画の策定

- ・前項にて整理した情報を踏まえて、一宮市が目指すべき次期情報基盤計画を策定すること。なお、次期情報基盤計画は一宮市が目指すべき次期情報基盤に向けて、庁内ネットワーク、サーバー及びサービス等に対する事項を対象とする。
- ・計画の策定については、以下の点を留意すること。
 - ①現状分析・情報収集から得られた現行環境の課題・改善点を示すこと
 - ②策定した基盤計画の利点、得られる効果を示すこと
 - ③計画実現にあたって技術面、運用面、制度面等での検討項目を示すこと
 - ④計画実行における想定スケジュール案を作成すること
 - ⑤計画実現に必要な費用を積算すること。（客観的な根拠があれば概算でもよい）
 - ⑥計画については、おおよそ5ヵ年度（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）の計画を策定すること。

4. 成果物

本業務における成果物は以下のとおりとする。成果物の提出時期、提出方法については一宮市と協議の上、決定することとする。また、提出時には、一宮市に対しレビューを実施し、内容について合意を得ること。

①本業務のプロジェクト計画書

※実施方針、業務スケジュール、業務体制図、連絡手段等記載のもの

②情報基盤計画（ドラフト版／確定版）

③各種打合せ資料

④議事録

⑤分析・レビュー・提案等の各種資料

5. スケジュール（想定）

本業務における想定スケジュールは概ね以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・ 本業務のプロジェクト計画書の提出 | …令和 6（2024）年 9 月中 |
| ・ 新環境構成案（ドラフト版）の提示 | …令和 6（2024）年 12 月中 |
| ・ 新環境構成案（確定版）の提示 | …令和 7（2025）年 2 月中 |
| ・ 成果物の提出 | …令和 7（2025）年 3 月中 |

6. 業務実施における注意事項

6.1 業務責任者

本業務における進捗管理・課題管理・業務統括を行う業務責任者を設置すること。

6.2 会議、打合せ実施場所及び実施方法

一宮市との会議、打合せを実施する場合は、一宮市役所本庁舎にて対面で実施すること。ただし、一宮市が実施場所や実施方法を別に指定する場合は、その限りではない。

6.3 納品及び検査

- ・ 本業務は、上記の成果物を納品し、一宮市の検査をもって業務完了とする。
- ・ 成果物の納品場所、納品方法については、一宮市の指示に従うこととする。
- ・ 当該検査において、一宮市からの指摘事項があった際は、速やかに修正等実施し、再検査を受けること。

6.4 情報セキュリティ

本業務の実施に際しては、「業務委託契約における情報セキュリティポリシー等遵守事項について」記載の事項のほか、個人情報の保護に関する法律、関係法令などを遵守すること。

6.5 再委託について

本業務の実施にあたり、再委託が必要となる場合は、事前に一宮市の承認を得ること。

6.6 秘密保持について

- ・ 事業者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負うこととする。
- ・ 事業者は、一宮市から提供された資料等について、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工含む）し、又は第三者に提供してはならない。また情報については厳重に管理し、情報漏えい等のないよう万全の注意を払うとともに、必要な措置を講じること。

6.7 著作権について

本業務にあたって作成し、一宮市が受領した資料、図、報告書、成果物等に係る著作権は、一宮市に帰属する。一宮市の承諾を受けることなく、成果物及び成果物に関連する資料を使用してはならない。

7. その他

- ・ 本業務の遂行にあたって要する費用の一切は、全て事業者の負担とする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、一宮市と別途協議の上決定することとする。